

“子育て、子育ち”を みんなが応援するまち ねりま

練馬区

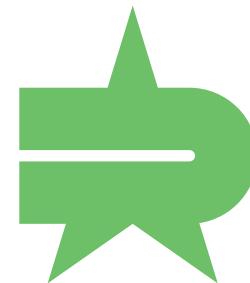
次世代育成支援行動計画(後期)を
ご紹介します。

平成22年度(2010年度)

▼
平成26年度(2014年度)



子育て、子育ちを



みんなが応援するまち
ねりま

練馬区次世代育成支援行動計画(パンフレット)

平成22年(2010年)4月発行

このパンフレットは、練馬区次世代育成支援行動計画を、
区民の皆さんに分かりやすく伝えるために作成しました。
行動計画について、また、子どもと子育て家庭に対する施策について、
ご意見をお寄せ下さい。今後の参考とさせていただきます。

練馬区健康福祉事業本部
児童青少年部子育て支援課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-5984-5817(直通)

FAX 03-5984-1220

電子メールアドレス kosodate@city.nerima.tokyo.jp

練馬区 次世代育成支援行動計画(後期)が まとめました

●少子化の推移

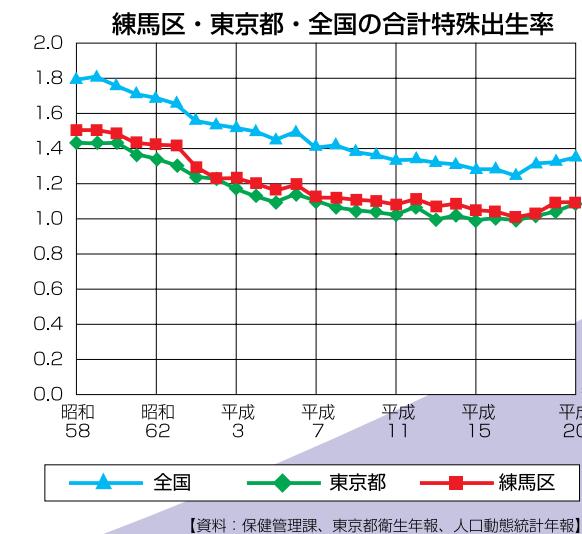
合計特殊出生率は、緩やかな減少を続け、平成17年には過去最低の1.02となりました。その後、平成18年1.04、平成19年1.10、平成20年1.11と上昇しています。

●「次世代育成支援対策推進法」の制定

国では、少子化の流れを変えるため、平成17年度から26年度までの10年間の集中的、計画的な取組を進める「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

●練馬区次世代育成支援行動計画の策定

練馬区では、次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、練馬区次世代育成支援行動計画(前期計画 平成17年度～21年度)を策定しました。そして本行動計画は、前期行動計画の検証を踏まえ、次世代育成支援の一層の推進を図るために、後期(平成22年度～平成26年度)の次世代育成支援行動計画として策定しました。



4つの理念

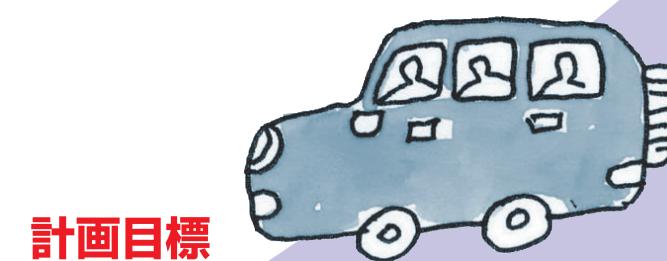
子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、また、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、児童憲章や児童の権利に関する条約を踏まえたうえで、4点の基本理念を掲げました。

- ①子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- ②家庭の「育てる力」を大切にします。
- ③地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。
- ④行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。



計画目標実現のための 6つの基本目標

- 1 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
- 2 子どもと親の健康づくりを応援します
- 3 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します
- 4 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
- 5 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します
- 6 計画の着実な推進を図ります



計画目標

子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま

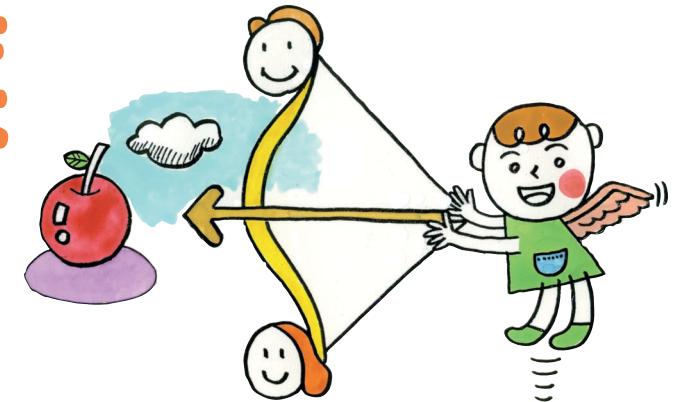
父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現を目指します。



練馬区次世代育成支援行動計画の

6つの基本目標と 主な事業

()は平成26年度末までの目標数値



目標 1

子どもたちの「育つ力」と 子育て家庭の「育てる力」を応援します

①子育て支援についての情報提供、相談機能を充実します

- 子育てについて個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する「(仮称)すくすくナビゲーター」を新たに育成し、子育てのひろばに配置していきます。
- 子ども家庭支援センターを、相談業務の

地域の拠点とともに、児童虐待対応等の機能の集中化を図るよう整備をすすめます。
(4か所⇒先駆型1か所、従来型4か所)

●児童館では、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

②子育て家庭の交流を促進します

- 子育てのひろば「びよびよ」を増設します。
(5か所⇒11か所)
- NPO等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、子育て家

庭を支援します。(民設子育てひろばへの支援8か所⇒13か所)

●子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。

③子育て家庭を地域で 支える仕組みをつくります

- 地域住民やNPO等民間子育て支援団体の情報を集め、または発信する拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。
- 各児童館での子育てに関する事業を通じて、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。
- ファミリーサポート事業では、地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施します。



④保育サービスを充実します

- 待機児童の早期解消のため施設整備を進めています。(入所児童定員9,467人⇒11,451人)
- 保育所新設にあたっては、延長保育の実施を図っていきます。(40か所⇒55か所)
- 病後児保育を充実し、病児の対応にも努めています。

- 乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、短期入所(ショートステイ)、夜間一時保育(トワイライトステイ)、短期特例保育、一時預かりなどについても力を入れていきます。(乳幼児一時預かり36人⇒46人、短期特例保育27人⇒42人、一時預かり44人⇒84人)

⑤児童館、地区区民館、厚生文化会館、 学童クラブ事業等を充実します

- 児童館は地域の子どもたちの遊びの仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能をさらに発展させていきます。
- 地域の人材活用を図るとともに、子どもスタッフや、中高生の居場所づくり事業の本格実施を通じて、子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。

- 学童クラブの施設の新築・改修等により受け入れ人員の拡大を図るとともに、保育時間の延長、障害児受け入れ枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。
- 児童放課後等居場所(ひろば)づくり事業を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。

⑥その他の居場所、遊び場、多様な体験機会を充実します

- 子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、多様な体験機会の充実に努めます。
- 子どもが安心して過ごせる学校の開放や、さまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。

⑦子ども自らが考え、参画する機会を拡充します

- 子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。
- 練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えもらう施策を展開します。

⑧経済的な支援を行います

- 子育て家庭の負担感を緩和するために、子ども手当の支給、子ども医療費の助成、就学援助費の支給などの経済的支援を実施します。

⑨誰もが働きやすい就業環境を推進します

- 働き方の見直しについて、国、東京都、近隣区等と連携を図りながら広く呼びかけを行います。
- 仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について広報・情報提供を行います。
- 再就職や起業のための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業についても実施していきます。



目標
2

子どもと親の健康づくりを応援します

①健康診査等を充実します

- 健康診査の実施方法の工夫や専門職員の資質の向上に努めるとともに、受診率の向上を目指します。
- 妊婦歯科健康診査は、身近な歯科医療機関で受診できるようにします。
- 幼児歯科健康診査では、定期的なフォローを行うなどむし歯の減少に努めます。
- 健康診査後のフォロー教室、経過観察や障害児を持つ親の会等への支援を引き続き行い、子どもの発達についての悩みや不安の軽減が図れるようにしていきます。

②健康相談の充実と育児不安の解消に努めます

- 「両親学級」や「母親学級」の内容を充実し、保護者の孤立化を防ぐため、育児交流会等の支援にも努めます。また、乳幼児の健康被害や事故を防止するための普及啓発や情報提供にも努めます。
- 「妊娠婦訪問指導」および「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」の実施率の向上と充実を図ります。

③予防接種を推進します

- 麻疹のみならず、定期予防接種全体の勧奨については、学校等の関係機関との連携を強化していきます。
- 麻疹予防接種実施計画を策定し、目標達成に必要な接種率の向上を目指して努力をしています。

④小児（救急）医療・周産期医療を充実します

- 小児救急医療体制については、今後も関係機関の連携を進めています。
- 地域の産科・小児科標準の医療機関と相互に連携協力し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。

⑤食を通じた子どもの健全育成を図ります

- 保育所、学校における食育を推進するとともに、区民、関係機関、行政による食育推進ネットワーク事業を充実していきます。
- 保健相談所における食育講習会、栄養相談等において、正しい情報の提供に努めます。



⑥思春期における保健対策を充実します

- 学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、子どもの健全育成に努めます。
- 個々の対応だけでは解決が難しい問題等には、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化を図り、課題の解決を目指します。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用の問題について、学校での健康教育を推進します。
- 学校における情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進していきます。

③地域の教育力の向上を図ります

- 青少年委員や青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めます。
- 学校応援団事業やねりま遊遊スクール事業など区民主体による子どもの居場所づくりの支援を行います。
- 総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成やこどもエコクラブ事業など、さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。



④幼児教育を充実します

- 幼稚園教員の資質向上や施設整備の充実、教育環境の整備等の推進を目的として、私立幼稚園等に対して経費の一部を助成します。
- 区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園等園児の保護者の負担の均衡を図るため、適切な補助を行い、幼児の就園を奨励します。
- 全区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、あわせて、私立幼稚園での受入れも支援していきます。
- 幼稚園機能を弾力的に運用し、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

目標 3

子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

①生きる力を育成する学校教育を行います

- 学力向上事業として、基礎学力の向上を図ります。また、「生きる力」の育成に努めます。
- 小中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、児童・生徒の健全な育成に努めます。
- 保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの「生きる力」をはぐくみます。

②家庭教育への支援を充実します

- 「子育て学習講座」等、家庭教育に関する学習機会の提供を引き続き充実させます。

目標 4

子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

①居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくりを進めます

- 情報提供を丁寧に行い、住宅に関する子育て家庭への支援の充実に努めます。
- 福祉のまちづくりを進めます。公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備を進めます。
- 鉄道事業者が実施する、駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインを促進します。
- 道路の段差改良や歩道の設置、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を引き続き進めます。

②安全・安心のまちづくりを進めます

- 子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、「自転車運転免許制度」を推進しています。
- 保護者、地域住民などと連携しながら、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めます。
- 通信技術を利用して子どもを見守る新たな仕組みについて研究していきます。

目標 5

支援が必要な子どもと 子育て家庭を応援します

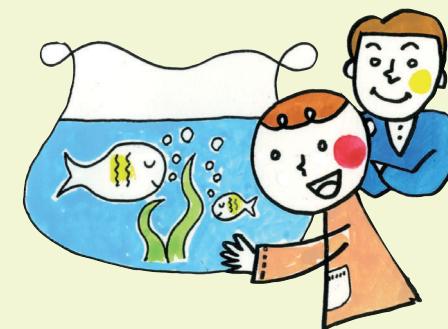
①児童虐待防止対策を充実します

- 児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。
- 「児童虐待防止マニュアル」の改訂を進めます。
- 保護者から受けける相談について、深刻な

- 悩みには、心の相談事業の参加を案内し、参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。
- 子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

②ひとり親家庭の 自立を支援します

- 自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業については父子家庭も対象に加え、施策の充実を図っています。



③障害児の健全な発達を支援します

- 発達に心配のある乳幼児が抱える問題ができるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。
- 心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、(仮称)こども発達支援センターを整備します。
- 民間幼児・児童訓練教室への支援を含め、

- 一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。
- 学校では教員全体の専門性の向上を図り、保育所、学童クラブでは、障害児の受け入れ拡大に努めます。
 - 特別支援学校に通学する児童生徒については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

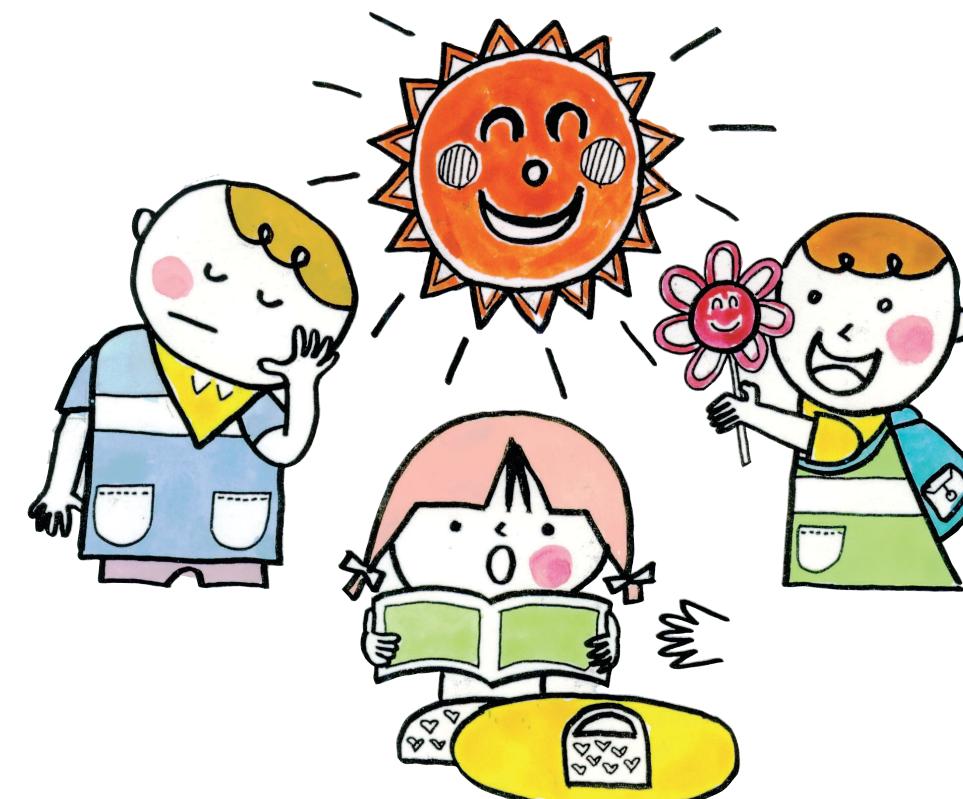
目標 6

計画の着実な推進を図ります

①計画を推進する仕組みをつくります

- 次世代育成支援推進協議会を引き続き設置し、意見を施策に反映させます。
- 施策や事業の評価については、行政評価制度による評価だけでなく、区民や利用者の視点に立った評価指標を独自に設定して評価を行い、結果を公表します。
- 第三者評価や利用者アンケートなど区民参加による評価を実施して、施設運

- 営やサービスの改善に努めます。
- 区民・民間との協働により、区民参画や区民主体の事業展開を進めるとともに、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、効率的で効果的な計画の実現を目指します。
 - 府内に次世代育成支援推進委員会を引き続き設置するとともに、区の推進体制を整備します。



練馬区次世代育成支援行動計画

事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心にご紹介します。平成22年度から26年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては実施していない事業もあります。

区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。

区民の皆さんや事業者の皆さんも一緒に、子どもと子育て家庭を応援してください。

Digitized by srujanika@gmail.com

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中・高校生
----	------	------	------	-----	-------

I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

相談したい	子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	ホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。
	子ども家庭支援センターの整備 子育てに関する総合相談窓口	
	地域における子育て相談(保健相談所)	保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが相談を受けます。
仲間を つくりたい 子どもと 一緒に遊び たい	 <p>地域における子ども相談・子育て相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童館 児童指導の職員が相談を受けます。 ●保育所 園長・栄養士・看護師などが相談を受けます。(0~5歳) ●幼稚園 園長などが相談を受けます。(0~5歳) ●男女共同参画センター 相談員が相談を受けます。 <p>子育てのひろば 乳幼児と親同士が自由に交流する場を設置します。</p> <p>児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進 児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所で行います。</p> <p>保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進 園庭開放や行事を通して交流を行います。保育所では、「ふれあい給食」も行います。</p>	
子育ての 手助けが したい	<p>ファミリーサポート事業 区民同士の助け合いで子育てを支援します。</p> <p>放課後児童等の広場事業 (放課後児童の広場、乳幼児の一時預かり、子育てのひろば) 地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育などを行い、子育てを支援します。</p>	
預かって もらいたい	<p>保護者が働いているので 預かってもらいたい</p> <p>保育所待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所 認可保育所で保育を行います。 ●認証保育所 都が認証した保育施設で、保育を行います。 <p>●家庭福祉員、駅型グループ保育室 区が認定した家庭福祉員の自宅またはグループ保育室で、3歳未満児までの保育を行います。</p> <p>幼稚園預かり保育事業 私立幼稚園で保育所の入所要件に該当する在園児童を対象に、保育所と同じ時間の保育を行います。</p> <p>放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。 小学校1年生~3年生(障害のある児童は6年生まで) 学童クラブ事業</p> <p>放課後児童等の広場事業(民間学童保育) 地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。</p> <p>延長保育 開所時間の延長と、実施園を拡大します。</p> <p>休日保育、年末保育 保育所に通っている児童を対象に、拠点方式により日曜・休日、年末に保育を行います。</p> <p>病児・病後児保育 保育所などに通っている児童を、病気の回復期などで集団生活が困難な期間に、一時的に預かります。</p> <p>一時預かり 保護者が冠婚葬祭や育児疲れのリフレッシュをする時などに、保育施設で預かります。</p> <p>短期特例保育 保護者が出産、疾病等で養育できない時に、保育員の自宅や保育施設で預かります。</p> <p>乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。</p>	<p>私立認可保育所の新設、既設の認可保育所の増改築等による定員増および認証保育所の新設などにより、待機児童の解消を図ります。</p>

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中・高校生
預かってもらいたい	一時的に預かってもらいたい	短期入所(ショートステイ) (18歳未満までの施設もあります)	夜間一時保育(トワイライトステイ) (18歳未満までの施設もあります)	保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。	保護者が仕事などで夜間に養育できない時に、施設で預かります。
遊びたい		魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業			
		児童館に中高生専用の時間帯を設けることで中高生の居場所づくりを本格実施します。		中高生の居場所づくり	
	放課後の校庭や和室、図書室等の使用可能な学校施設で、地域の方々が、児童の遊び、学び、読書等の居場所を提供するなど、地域人材の活用と学校施設の有効活用を推進します。		学校応援団のひろば事業		
	地域の団体などが0~15歳を対象に様々な講座を行います。	ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業			
いろんな事業に参画したい		区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聞く機会とします。		練馬子ども議会	
	子どものニーズが反映された児童館になるために設置し、意見を聴きます。	児童館子どもスタッフの設置			
		中高生自らが小学生を対象に、講座の企画・運営をします。	ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり)事業		
経済的な支援が欲しい	中学校3年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。	子ども手当の支給			
	中学校3年生までの児童を対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。	子ども医療費の助成			
	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品・給食費等の援助を行います。	就学援助費の支給			
	保護者の経費負担を軽減し、幼児の就園を奨励するために入園料や保育料の補助を行います。	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給			
子育てしやすい就業環境をつくる	男女共同参画に関する啓発行事等	講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的な性別役割分担意識の解消を促します。			
	「ねりま産業情報(ペがさす)」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。			
	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。			
	就職・再就職のための情報提供	子育てで退職した女性等に、就職・再就職に必要な情報の収集、提供等を行います。			
	起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業に必要な知識、技術の習得のための講座を開催します。			
I 子どもと親の健康づくりを応援します					
健康をチェックしてもらいたい	妊娠届、母子健康手帳交付	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊娠健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。			
	乳幼児健康診査	生後4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を行います。			
	幼稚歯科健康診査	1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児の歯科健康診査および歯科保健指導を行います。			
	保育園児、幼稚園児の健康診断	通園している園で健康診査を行います。	児童生徒の健康診断		
	両親学級(パパとママの準備教室)・母親学級	父親・母親・家族になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。			
	妊産婦訪問、産後相談	妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健康診査時に産後相談を行います。			
	こんなちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業)	助産師・保健師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や養育環境への助言等を行います。			
	育児栄養相談	乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。			

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中・高校生
健康に育てたい		子育て相談 (1歳児・2歳児)	1歳児および2歳児を対象に、育児・栄養・歯科についての相談により子育てを支援していきます。		
		1歳6か月児健康診査時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	麻しんの発生予防に努めます。		
病気が心配	1年を通して準夜帯に15歳以下の小児を対象に実施します。	練馬区夜間救急こどもクリニック事業			
	日曜日、祝日、年末・年始の救急患者を対象に実施します。	休日急患診療(医科、歯科)			
思春期になつて心配		中学生へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。	スクールカウンセラー		

III 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

学校ではどんな教育をしてくれるのかしら	学習内容の確実な定着と向上を図ります。	学力向上事業
	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。	少人数指導等
	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する力を育てる教育を行います。	キャリア教育
	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導等の充実を図ります。	個を尊重する価値観の育成
	保護者や地域の方々の意見を学校経営に活かし、開かれた学校づくりを実現します。	学校評議員制度
学校でうまくやっていくのかしら	心理専門家、教職経験者、精神科医が相談を受けます。	教育相談
	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学校への復帰を支援します。	適応指導教室
	児童・生徒の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童・生徒のストレスを和らげ、ゆとりをもって学校生活を送ることができるよう支援します。	心のふれあい相談員
家庭での教育はどうすればいいの	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。	子育て学習委託講座
地域で活動したい	区民が主体となって、子どものスポーツ体験活動の充実や世代間の交流を促進し、子どもの多様なスポーツニーズに応えます。	総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成
	地域の方々が、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化のために、様々な活動を行います。	青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動

IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てやすいまちをつくって	歩道のバリアフリー化	安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化	バリアフリー法に基づいて鉄道業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。
	公園へのだれでもトイレの設置	公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
安全で安心できるまちにしたい	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。	自転車運転免許制度
	防犯情報の収集・提供	犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
	保護者や地域住民の方々が、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるとともに、児童との交流を進めます。	学校安全安心ボランティア事業
	地域パトロール体制の充実	安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中・高校生
安全で安心できるまちにしたい		園児・児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携してセーフティ教室を実施します。	セーフティ教室		
		通学路等で児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、「駆け込むことのできる」場所を区民の協力を得て確保します。	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置		

V 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じやないかしら	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	虐待通報や相談を受けます。
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
子どもを虐待してしまいそう	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	ひとりで悩まないで、何でも相談して下さい。
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
ひとり親家庭です	母子自立支援・婦人相談員または面接員が、生活全般の相談を受けます。	ひとり親家庭の各種相談
	母子家庭の母の能力開発を支援します。	母子家庭就労支援事業
子どもに障害があります	各種資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定を図ります。	各種資金の貸付
	手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。所得制限があります。	児童扶養手当の支給、児童育成手当(育成手当)の支給
専門医や専門職が相談を受けます。	医療証を交付し、医療費の助成を行います。所得制限があります。	ひとり親家庭等医療費の助成
	ホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話など生活を援助します。所得に応じた費用負担があります。	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
発達を促すための療育を行います。	専門医や専門職が相談を受けます。	医療・発達相談
	子どものライフステージに応じた医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携したネットワークを構築します。	障害児の療育
身の回りのことがおおむねできる幼児について、幼稚園で保育を行います。	子どものライフステージに応じた医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携したネットワークを構築します。	特別支援教育の推進
	幼稚園における障害児教育	
保護者に手当を支給します。所得制限があります。	総合保育の可能な中・軽度の障害のある幼児について、保育所で保育を行います。	障害児保育
	中・軽度の障害のある児童について、学童クラブで保育を行います。	学童クラブでの障害児の受け入れ等
日常生活の安定を図るために、家事・介護を行なうホームヘルパーが利用できるよう支援します。所得に応じた費用負担があります。	特別児童扶養手当の支給、児童育成手当(障害手当)の支給	
	ホームヘルプ事業	

